

令和4年度 第2回佐久市学校給食臼田センター運営委員会会議次第

日時 令和4年10月28日(金) 午後4時から

場所 佐久市学校給食臼田センター 2階研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 令和4年度佐久市学校給食臼田センター給食会計中間監査報告について

(2) 佐久市学校給食センター給食会計の基本事項(令和4年度)の一部改正(案)について

(3) その他

4 閉 会

令和4年度 佐久市学校給食臼田センター給食会計
中間監査資料

収支残額調書

(単位：円)

区 分	金 額
収入合計額	27,737,211
支出合計額	27,570,669
差引残額	166,542

収入の部

(単位：円)

区 分	金 額
給食費	27,694,617
補助金	0
前年度繰越金	42,584
試食代	0
預金利息	10
雑収入	0
合 計	27,737,211

支出の部

(単位：円)

区 分	金 額
給食物資購入代金	27,496,719
返 還 金	64,050
振込手数料	9,900
合 計	27,570,669

令和4年度 学校給食白田センター給食状況一覧

学校名等	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期計	總合計	
白田小学校	給食日数	16日	19日	22日	18日	7日	18日	100日						100日	100日	
	延給食数	4,015食	4,866食	5,672食	4,462食	1,813食	4,575食	25,403食						0食	0食	
	給食費	1,084,050円	1,313,820円	1,531,440円	1,204,740円	489,510円	1,235,250円	6,858,810円							0円	6,858,810円
	返還金	1,943円	1,353円	3,143円	2,574円	1,007円	2,543円	12,563円							0円	12,563円
	未収金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円							0円	0円
切原小学校	給食日数	16日	19日	22日	18日	7日	19日	101日						0日	101日	
	延給食数	1,607食	1,956食	2,338食	1,805食	743食	2,020食	10,469食						0食	10,469食	
	給食費	433,890円	528,120円	631,260円	487,350円	200,610円	545,400円	2,826,630円						0円	2,826,630円	
	返還金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円						0円	0円	
	未収金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円						0円	0円	
田口小学校	給食日数	16日	19日	20日	18日	7日	19日	99日						0日	99日	
	延給食数	3,961食	4,748食	5,068食	4,477食	1,795食	4,869食	24,918食						0食	24,918食	
	給食費	1,069,470円	1,281,960円	1,365,360円	1,208,790円	484,650円	1,314,630円	6,727,860円						0円	6,727,860円	
	返還金	3,721円	4,392円	4,880円	4,392円	1,708円	4,636円	23,729円						0円	23,729円	
	未収金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円						0円	0円	
青沼小学校	給食日数	16日	19日	21日	18日	7日	19日	100日						0日	100日	
	延給食数	995食	1,175食	1,313食	1,094食	440食	1,187食	6,204食						0食	6,204食	
	給食費	268,650円	317,250円	354,510円	296,380円	118,800円	320,490円	1,675,080円						0円	1,675,080円	
	返還金	976円	1,159円	1,281円	915円	427円	1,159円	5,917円						0円	5,917円	
	未収金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円						0円	0円	
白田中学校	給食日数	16日	19日	21日	15日	9日	18日	98日						0日	98日	
	延給食数	4,887食	5,648食	6,429食	4,252食	2,756食	5,512食	29,484食						0食	29,484食	
	給食費	1,515,946円	1,751,978円	1,994,271円	1,319,035円	854,909円	1,709,818円	9,145,957円						0円	9,145,957円	
	返還金	3,208円	3,695円	4,347円	3,447円	2,364円	4,840円	21,841円						0円	21,841円	
	未収金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円						0円	0円	
白田センター	給食日数	16日	19日	22日	18日	9日	20日	104日						0日	104日	
	延給食数	208食	247食	286食	233食	117食	256食	1,347食						0食	1,347食	
	給食費	64,480円	76,570円	88,660円	72,230円	36,270円	79,360円	417,570円						0円	417,570円	
	返還金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円						0円	0円	
	未収金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円						0円	0円	
合計	給食日数	16日	19日	22日	18日	9日	20日	104日						0日	104日	
	延給食数	15,673食	18,640食	21,106食	16,323食	7,664食	18,419食	97,825食						0食	97,825食	
	給食費	4,436,486円	5,269,698円	5,968,601円	4,587,525円	2,184,749円	5,204,948円	27,651,907円						0円	27,651,907円	
	返還金	9,848円	10,539円	13,651円	11,328円	5,506円	13,178円	64,050円						0円	64,050円	
	未収金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円						0円	0円	

※ 合計の給食日数は、センター給食日数(センター稼働日)とする。

令和4年度 佐久市学校給食臼田センター給食会計
中間監査報告書

1 監査対象

令和4年度 学校給食臼田センター給食会計上半期（4月～9月）

(1) 期間 令和4年 4月 1日から
令和4年 9月30日まで

(2) 収支残額

ア 収入金額	27,737,211円
イ 支出金額	27,570,669円
ウ 差引金額	166,542円

2 監査日

令和4年10月28日

3 監査結果

佐久市学校給食センター条例施行規則第19条に基づき、令和4年度佐久市学校給食臼田センター給食会計上半期（4月～9月）を監査した結果、関係帳簿等整備されており、正確かつ適正であったことを報告します。

令和4年10月28日

佐久市学校給食臼田センター 監事

印

印

印

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項 (令和4年度)

見直し案

(根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則)

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
 - 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
 - 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条 1項に基づき、運営委員会が決定する。

(1) 小学生	270円
(2) 中学生	310円
(3) 職員	小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
- ただし、令和4年度においては、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づく「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」の活用により、学校給食費の一部（食材費高騰に伴う影響額）を補助する「給食センター物価高騰対策事業」をもって、保護者負担の軽減を図るものとするが、当該事業の本旨から職員分を算定に含めることはできないため、当該負担分として上記にそれぞれ10円を加算する。
なお、令和4年10月1日から令和5年3月31日までを当該加算適用期間とする。
- (4) 給食試食者 給食試食者の徴収金は、提供したメニューにより前記(1)(2)に準じるものとする。
 - 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
 - 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。

給食実施予定には、行事等の欠食や短縮日課に伴う時間変更を記載する。
行事等の欠食がある場合、「給食人員変更届」を合わせて提出する。
その後変更が生じた場合は、給食センターが定める期限までに報告する。
なお、給食実施予定提出後、行事等が中止となった場合での給食提供は行わないため、お弁当対応とする。
 - 6 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。

なお、3月分については変更ができないものとする。
 - 7 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。

なお、3月分については変更ができないものとする。
 - 8 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
 - 9 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
 - 10 給食費は、9で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。

学校は、指定日（20日前後）までに指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
 - 11 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 12 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。(一食当たり単価、消費税込)
ただし、副食についての返金は、できないものとする。

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。
また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別表 (令和4年度)

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	61円	21円	51円	51円
中 学 校	61円	29円	56円	57円